

【別紙約款 掲載内容テキスト原稿】

「京都駅ビル 共通商品券」ご利用約款

第1条（約款の趣旨）

「京都駅ビル共通商品券ご利用店舗一覧」（以下「ご利用店舗一覧」といいます。）に記載された各店舗（以下「取扱店舗」といいます。）は、京都駅ビル共通商品券記載の発行会社（以下「発行元」といいます。）の発行する京都駅ビル共通商品券（以下「共通商品券」といいます。）をこの約款にしたがって取り扱うものとし、共通商品券の所持者（以下「お客様」といいます。）は、この約款によりお取引していただきます。

第2条（共通商品券が利用できる場合）

1. お客様は、「ご利用店舗一覧」に記載された取扱店舗で商品を購入し、またはサービスの提供を受ける際に、券面記載の金額で代金のお支払いにご利用いただけます。ただし、商品券、ギフトカード、図書カード、各種検定受講料、印紙、宝くじ、ハガキその他取扱店舗が共通商品券の利用ができないものとして指定した商品等の代金のお支払いにはご利用いただけません。なお、ご利用に際してのつり銭はお返しできません。
2. 共通商品券は面に表示された有効期限内のみでご利用いただけます。券面の有効期限を超えた場合はご利用いただけません。
3. ご利用に際して現金等との併用は可能ですが、クレジットカード等との併用はできない場合があります。ご利用に際してはあらかじめ店舗にご確認ください。
4. 取扱店舗は、共通商品券の発行および取扱に関する契約の新規締結や終了等によって増減することがあります。

第3条（共通商品券が利用できない場合1）

次の場合には、共通商品券をご利用いただくことはできません。

1. 共通商品券が偽造、変造されたものであるとき。
2. お客様が共通商品券を違法に取得したとき、または違法に取得された共通商品券であることを知りながら、もしくは知ることができる状況で取得したとき。
3. 共通商品券が破損その他の事由により証票番号が照合できないとき、または共通商品券の3分の1以上が減失しているとき。
4. 共通商品券の券面に記載された有効期限を経過したとき。

第4条（共通商品券が利用できない場合2）

1. 発行元および取扱店舗に次の各号を掲げる事由が生じた場合には、共通商品券は、ご利用いただけないことがあります。
 - (1) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立てがあったとき。
 - (2) 手形交換所の取引停止処分を受けたときその他支払いの停止があったとき。
 - (3) 重要な財産に対する仮差押、保全差押または差押の命令もしくは通知のあったとき。
 - (4) 天災地変その他の理由により、発行元および取扱店舗が営業を停止したとき。
 - (5) 共通商品券の発行および取扱いに関する契約に対する違反または不履行があったとき、または当該契約が終了したとき。
 - (6) 前各号のほか信用が著しく低下したと認められる相当の事由が生じたとき。
2. 発行元が発行する共通商品券が偽造または変造されたものでないことの確認が困難になった場合その他の事由がある場合には、取扱店舗は当該共通商品券の取扱いを一時停止することがあります。

第5条（共通商品券の再交付をしない場合）

お客様が、共通商品券を盗まれたまたは紛失された場合等には、発行元は、共通商品券の再交付をいたしません。

第6条（取扱店舗との関係）

お客様が共通商品券をご利用された際、万一、商品またはサービスの取引について、返品、瑕疵その他の問題が生じた場合には、共通商品券をご利用された当該店舗との間で解決をしていただくものとします。

第7条（換金の原則禁止）

1. 共通商品券は、現金との引換えはできません。
2. 発行元に責任のある事由により共通商品券の利用が著しく困難になったと認められる場合（ただし、第4条第1項の場合を除きます。）には、前項の定めにかかわらず、お客様は、発行元が定める方法で共通商品券をご提出いただくことにより、発行元から払戻しを受けることができます。なお、発行元以外においては、理由のいかんを問わず、払戻しを受けることはできません。

第8条（取扱いの変更）

共通商品券の取扱いについて、この約款を変更する場合には、一定の予告期間を置いて周知の方法をとるものとし、予告期間経過後に変更後の約款を適用いたします。

付則 この約款は、2024年8月7日から適用します。

「京都駅ビル 共通商品券」ご利用店舗一覧

次の店舗でご利用いただけますが、一部ご利用いただけない店舗及び商品等がございますので、ご利用に際しては、あらかじめ店舗にご確認くださいませ。

●ジェイアール京都伊勢丹

[お問合せ：075-352-1111（大代表）]

※本券は、2階化粧品/アルビオン、オンラインストアなど一部ご利用いただけない店舗がございます

※キャッシュレス決済との併用ができない場合があります。

●JR 西口改札前イートパラダイス（ジェイアール京都伊勢丹）

[お問合せ：075-352-1111（大代表）]

●ホテルグランヴィア京都

[お問合せ：075-344-8888（大代表）]

※本券は、ご利用対象外の店舗が変更となる場合があります。

※本券は、創健会 西村診療所、ジュエリーショップマジョーレ、アクセサリー&ウェア アビステブティック、プール・フィットネス、ATELER JAPAN ではご利用いただけません。

※宴会場を使用した宴会のお支払いにはご利用いただけません。（但し、ホテル主催の宴会イベントはご利用いただけます。）

●京都ポルタ

[お問合せ：075-365-7528]

※本券は、一部のブランド、ショップではご利用いただけません。

対象外店舗：1F おみやげ街道（JR 京都駅中央口）、2F おみやげ街道（京店）

●京都拉麺小路 *キャッシュレス決済との併用はできません。

●和食小路

●京都駅ビル内飲食店舗 FUKUNAGA901、7 TAPS TAVERN、NIWA

京都駅ビル 共通商品券 ご利用に際してのご注意

- 本券に記載の有効期限を超えてのご利用はできません。
- 本券ご利用に際して、つり銭はお返しできません。
- 本券ご利用に関しては、上記「京都駅ビル共通商品券ご利用 約款」をご参照ください。
- 商品券、ギフトカード、図書カード、各種検定受講料、印紙、宝くじ、切手、ハガキその他取扱店舗が本券の利用ができないものとして指定した商品等の代金のお支払い等にはご利用いただけません。
- ご利用に際して現金等との併用は可能ですが、クレジットカード等、各種特典との併用はできない場合があります。ご利用の際にはあらかじめ店舗にご確認ください。
- 本券と現金・新券・他の券類とのお引換えはできません。
- 本券の盗難・紛失または滅失に対しては、社はその責を負いません。
- リニューアルまたは、退店等によりご利用できない場合がございます。ご了承ください。

発行元

京都駅ビル開発株式会社 〒600-8216 京都市下京区塩小路通烏丸西入東塩小路町 614 番
地 関電不動産京都ビル8F TEL (075)361-4460 FAX(075)361-4479

<https://www.kyoto-station-building.co.jp/>